一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭平安山下油原三五七七番
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県中頭郡北谷町字桑江一一二九番地四　沖縄県軍用地等地主会連合会

○東北地方整備局告示第二百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年十二月十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　県道大船渡綾里三陸線改築工事（岩手県大船渡市赤崎町字跡浜地内から同市赤崎町字清水地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県大船渡市赤崎町字跡浜、字大洞、字生形、字山口、字大立、字永浜及び字清水地内

２　使用の部分　岩手県大船渡市赤崎町字跡浜、字大洞、字生形、字山口、字大立、字永浜及び字清水地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県大船渡市赤崎町字跡浜地内から同市赤崎町字清水地内までの延長3,870ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道大船渡綾里三陸線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道大船渡綾里三陸線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岩手県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により岩手県が道路管理者であることなどから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、大船渡市猪川町地内の一般国道45号との交差点を起点とし、同市赤崎町等を経由して、同市三陸町越喜来地内の一般国道45号との交差点を終点とする延長32.8㎞の幹線道路である。

本路線が通過する大船渡市は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものであり、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）においては、浸水、路盤損傷等により、一部通行止めが行われるなど幹線道路としての機能を十分に発揮出来ない状況となったものである。このような被害をうけ、大船渡市は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、被害を受けた地域の住家等を安全な地域に集団移転することなどを主な目的とし、防災集団移転促進事業計画（以下「防集事業」という。）を平成24年４月に策定し、住宅団地等の整備を順次実施しているところである。

このうち、現道周辺の住家等も防集事業により、高台に移転する計画であるが、移転先には大船渡市内の主要幹線道路である一般国道45号に接続する路線がないとともに、避難場所としての機能も併せ持つ新たな学校施設と住宅団地等とを連絡する道路がない状況にある。

本件事業の完成により、本路線の他の区間と接続することにより、防集事業に基づく住宅団地等と大船渡市内の主要幹線道路である一般国道45号とが結ばれるとともに、災害時に住宅団地等と避難場所とを安全に移動することができるものである。さらに、津波浸水区域を極力回避した位置に整備することから、災害時における物資輸送等を円滑に行うことなどができるものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年６月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）及び環境省レッドリストにより、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、既に発掘調査を完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、防集事業として整備される住宅団地等と大船渡市内の一般国道45号と接続することなどを主な目的とし、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第90号。以下「岩手県条例」という。）による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、岩手県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、現道嵩上げ案、申請案より山側を通過する案の３案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が多いものの避難場所へのアクセス性及び土工バランスが優れており、事業費も３案中最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、住宅団地等と一般国道45号とを接続させるなどの必要があることから、本件事業を施行する必要があると認められる。

また、大船渡市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県大船渡市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

岩手県大船渡市赤崎町字跡浜、字大洞、字山口及び字永浜地内